

船舶事故調査報告書

平成24年4月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成23年6月18日 08時40分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港東区北防波堤中央部付近 釧路港東区北防波堤北灯台から真方位164°340m付近 （概位 北緯42°59.1′ 東経144°21.5′）
事故調査の経過	平成23年12月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{ゆうこう} 勇幸丸、9.7トン HK2-20430（漁船登録番号）、個人所有 16.27m（Lr）×4.38m×1.55m、FRP ディーゼル機関、540kW（漁船法馬力数）、平成23年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成50年12月5日 免許証交付日 平成19年6月20日 （平成25年2月12日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（機関長）
損傷	球状船首部圧壊
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、濃霧により視界制限状態となった釧路港西南西方沖において、船長が、単独で上部操舵室内の椅子に腰を掛け、レーダーを見ながら、自動操舵により、速力約6ノットで同港東区北防波堤（以下「本件防波堤」という。）中央部に向けて東北東進した。</p> <p>船長は、港口が近づいたらいつものように左転して入港しようと思っていた。</p> <p>船長は、周囲に他船が居なくなったので、操業日誌の記載を始めた。</p> <p>船長は、操業日誌の記載を終えたのち、港口までの距離がまだあるものと思い、上部操舵室を離れ、操業日誌を置くために下部操舵室へ降り、操業日誌を置いて戻ったところ、目前に本件防波堤を認め、慌てて機関後進とした。</p> <p>本船は、平成23年6月18日08時40分ごろ、本件防波堤の西側付近に設置された消波ブロックに乗り揚げるように衝突し、船首甲板で船尾方向を向いて作業中の機関長が衝突の衝撃で転倒して肋骨を骨折した。</p> <p>本船は、自力で消波ブロックから離れ、釧路港へ帰港した。</p>
気象・海象	気象：天気 濃霧、視程 約30m 海象：海上 平穏

	釧路市に濃霧及び雷注意報が発表されていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、霧により視界制限状態となった釧路港西南西方沖を同港に向けて東北東進中、船長が、港口までの距離がまだあるものと思い、記載した操業日誌を置こうとして下部操舵室に降り、操船を行っていた上部操舵室を離れたことから、本件防波堤西側付近に設置された消波ブロックに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、霧により視界制限状態となった釧路港西南西方沖を同港に向けて東北東進中、船長が操船を行っていた上部操舵室を離れたため、本件防波堤西側付近に設置された消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船橋当直者は、操船及び見張り以外の作業をする場合、他の者と操船及び見張りを交替するなどし、操船及び見張りに支障が生じないようにすること。	